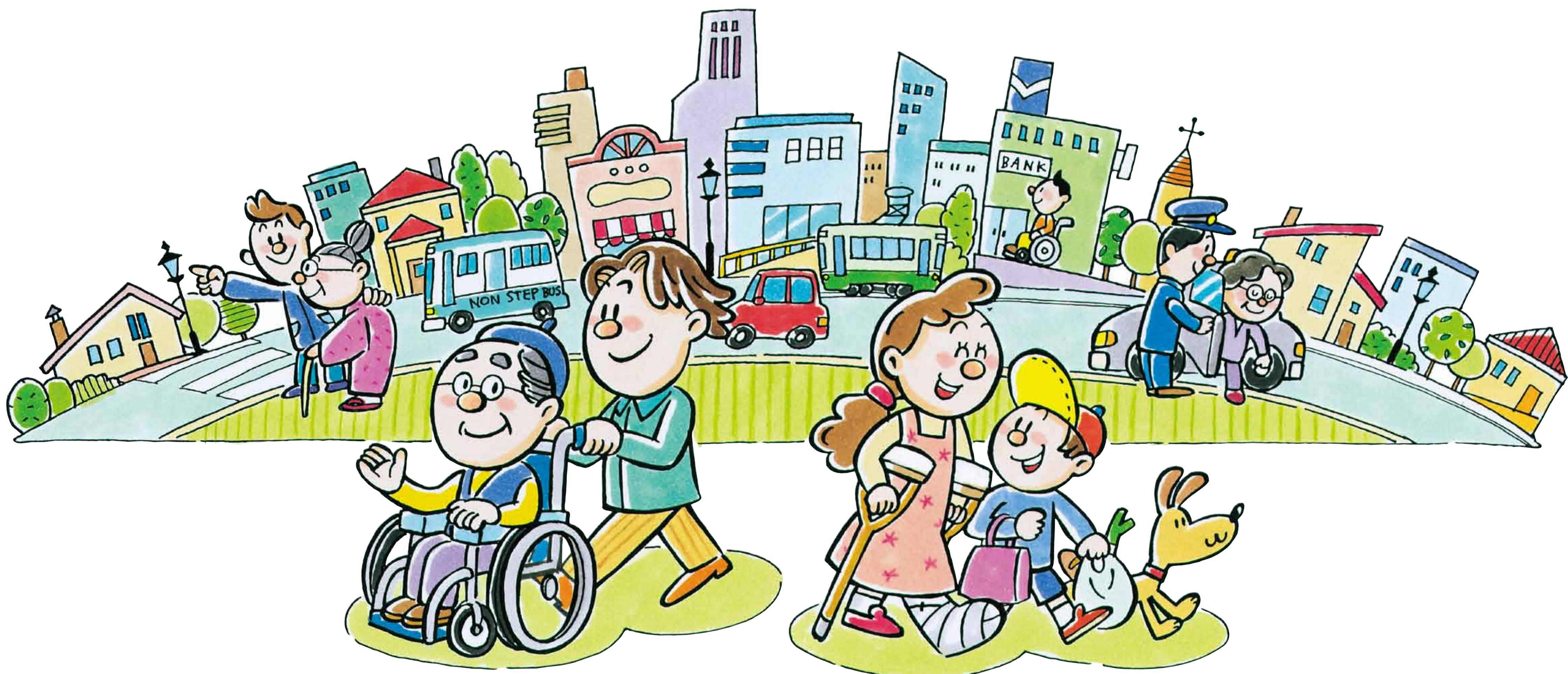


条例のあらまし



福祉のまちづくり

すべての市民が地域で相互に支え合い、安心して生活するとともに、自らの意思で自由に行動し、広く社会活動に参加することを可能にするためのあらゆる環境の整備。

条例の目的

福祉のまちづくりについて、市、事業者、市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の福祉の増進に資すること。

市・事業者・市民の責務

●市の責務

- ① 福祉のまちづくりに関する基本的・総合的な施策の推進
- ② 市民・事業者の福祉のまちづくりに関する活動への支援
- ③ 市の公共施設をはじめとする公共的施設等の福祉的視点からの環境整備の促進

●事業者の責務

- ① 福祉のまちづくりへの理解と推進
- ② 市が行う福祉のまちづくりに関する施策への協力
- ③ 自ら所有し、または管理する公共的施設等の福祉的視点からの環境の整備

●市民の責務

- ① 福祉のまちづくりへの理解と推進
- ② 市が行う福祉のまちづくりに関する施策への協力